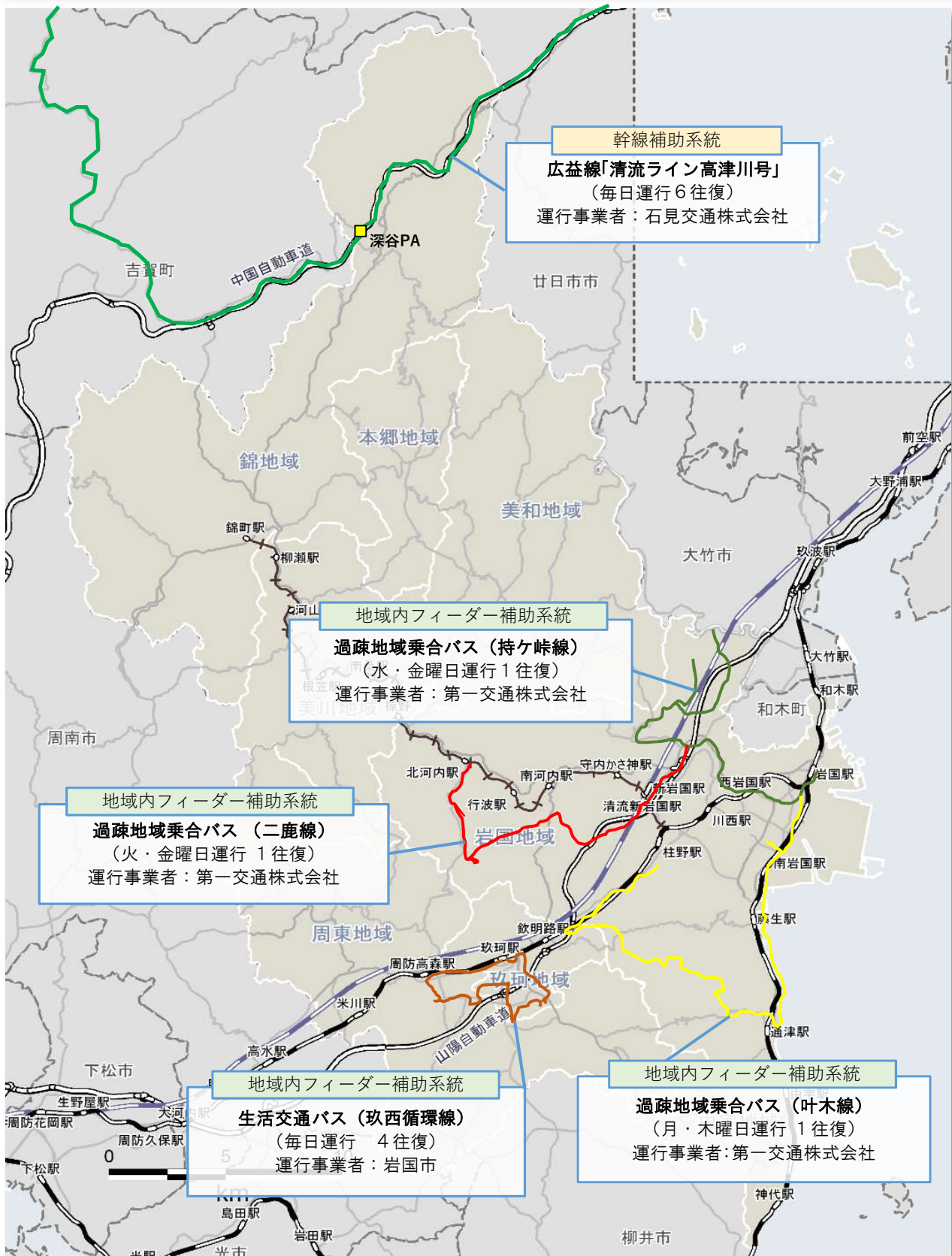


補助路線図

(岩国市内を運行する国庫補助路線)



益田～日原・柿木・六日市～広島 清流ライン「高津川号」



広島方面							益田方面						
石見交通本社	5:52	7:52	9:52	11:52	15:42	17:22	広島新幹線口	8:05	11:20	13:20	14:35	16:10	17:35
グラントワ前	5:52	7:52	9:52	11:52	15:42	17:22	女学院	8:09	11:24	13:24	14:39	16:14	17:39
市立図書館	5:53	7:53	9:53	11:53	15:43	17:23	合同庁舎	8:12	11:27	13:27	14:42	16:17	17:42
益田市役所	5:55	7:55	9:55	11:55	15:45	17:25	広島バスセンター	8:20	11:35	13:35	14:50	16:25	17:50
益田駅前	6:00	8:00	10:00	12:00	15:50	17:30	加計バスのストップ	9:06	12:21	14:21	15:36	17:11	18:36
労働会館	6:01	8:01	10:01	12:01	15:51	17:31	簡賀パーキング	9:13	12:28	14:28	15:43	17:18	18:43
須子	6:03	8:03	10:03	12:03	15:53	17:33	吉和	9:26	12:41	14:41	15:56	17:31	18:56
飯田口	6:04	8:04	10:04	12:04	15:54	17:34	深谷パーキング	着発	9:40	12:55	14:55	16:10	17:45
角井	6:06	8:06	10:06	12:06	15:56	17:36	六日市	9:50	13:05	15:05	16:20	17:55	19:20
花ヶ瀬	6:09	8:09	10:09	12:09	15:59	17:39	立戸	10:00	13:15	15:15	16:30	18:05	19:30
安富	6:11	8:11	10:11	12:11	16:01	17:41	七日市	10:06	13:21	15:21	16:36	18:11	19:36
大境・養護学校前	6:12	8:12	10:12	12:12	16:02	17:42	石見田丸	10:10	13:25	15:25	16:40	18:15	19:40
匹見口	6:14	8:14	10:14	12:14	16:04	17:44	柿木南口	10:14	13:29	15:29	16:44	18:19	19:44
横田駅	6:16	8:16	10:16	12:16	16:06	17:46	木部谷	10:16	13:31	15:31	16:46	18:21	19:46
大滝	6:18	8:18	10:18	12:18	16:08	17:48	柿木温泉口	10:18	13:33	15:33	16:48	18:23	19:48
三星	6:20	8:20	10:20	12:20	16:10	17:50	柿木商工会館	10:22	13:37	15:37	16:52	18:27	19:52
下青原	6:23	8:23	10:23	12:23	16:13	17:53	下白谷	10:25	13:40	15:40	16:55	18:30	19:55
小瀬	6:25	8:25	10:25	12:25	16:15	17:55	原手	10:28	13:43	15:43	16:58	18:33	19:58
青原駅	6:26	8:26	10:26	12:26	16:16	17:56	新畑	10:30	13:45	15:45	17:00	18:35	20:00
日原（道の駅）	6:27	8:27	10:27	12:27	16:17	17:57	新左鐙橋	10:33	13:48	15:48	17:03	18:38	20:03
池村	6:28	8:28	10:28	12:28	16:18	17:58	壺	10:38	13:53	15:53	17:08	18:43	20:08
口屋橋	6:32	8:32	10:32	12:32	16:22	18:02	日原診療所前	10:43	13:58	15:58	17:13	18:48	20:13
日原診療所前	6:33	8:33	10:33	12:33	16:23	18:03	口屋橋	10:44	13:59	15:59	17:14	18:49	20:14
壺	6:38	8:38	10:38	12:38	16:28	18:08	池村	10:48	14:03	16:03	17:18	18:53	20:18
新左鐙橋	6:43	8:43	10:43	12:43	16:33	18:13	日原（道の駅）	10:49	14:04	16:04	17:19	18:54	20:19
新畑	6:46	8:46	10:46	12:46	16:36	18:16	青原駅	10:50	14:05	16:05	17:20	18:55	20:20
原手	6:48	8:48	10:48	12:48	16:38	18:18	小瀬	10:51	14:06	16:06	17:21	18:56	20:21
下白谷	6:51	8:51	10:51	12:51	16:41	18:21	下青原	10:53	14:08	16:08	17:23	18:58	20:23
柿木商工会館	6:54	8:54	10:54	12:54	16:44	18:24	三星	10:56	14:11	16:11	17:26	19:01	20:26
柿木温泉口	6:54	8:54	10:54	12:54	16:44	18:24	大滝	10:58	14:13	16:13	17:28	19:03	20:28
木部谷	6:58	8:58	10:58	12:58	16:48	18:28	横田駅	11:00	14:15	16:15	17:30	19:05	20:30
柿木南口	7:00	9:00	11:00	13:00	16:50	18:30	匹見口	11:02	14:17	16:17	17:32	19:07	20:32
石見田丸	7:02	9:02	11:02	13:02	16:52	18:32	大境・養護学校前	11:04	14:19	16:19	17:34	19:09	20:34
七日市	7:06	9:06	11:06	13:06	16:56	18:36	安富	11:05	14:20	16:20	17:35	19:10	20:35
立戸	7:10	9:10	11:10	13:10	17:00	18:40	花ヶ瀬	11:07	14:22	16:22	17:37	19:12	20:37
六日市	7:16	9:16	11:16	13:16	17:06	18:46	角井	11:10	14:25	16:25	17:40	19:15	20:40
深谷パーキング	着発	7:26	9:26	11:26	13:26	17:16	飯田口	11:12	14:27	16:27	17:42	19:17	20:42
吉和	7:36	9:36	11:36	13:36	17:26	19:06	須子	11:13	14:28	16:28	17:43	19:18	20:43
簡賀パーキング	7:50	9:50	11:50	13:50	17:40	19:20	労働会館	11:15	14:30	16:30	17:45	19:20	20:45
加計バスのストップ	8:03	10:03	12:03	14:03	17:53	19:33	益田駅前	11:16	14:31	16:31	17:46	19:21	20:46
広島バスセンター	8:10	10:10	12:10	14:10	18:00	19:40	益田市役所	11:18	14:33	16:33	17:48	19:23	20:48
合同庁舎	8:58	10:58	12:58	14:58	18:48	20:28	市立図書館	11:19	14:34	16:34	17:49	19:24	20:49
女学院	9:01	11:01	13:01	15:01	18:51	20:31	グラントワ前	11:20	14:35	16:35	17:50	19:25	20:50
広島新幹線口	9:04	11:04	13:04	15:04	18:54	20:34	石見交通本社	11:23	14:38	16:38	17:53	19:28	20:53
	9:10	11:10	13:10	15:10	19:00	20:40							

全席自由席、トイレはありません。途中トイレ休憩がございます。

上記以外のバス停には停車しません。

しまね共通バスカードが使用できます。

ご利用可能ICカード：ICOCA、Kitaca、PASMO、Suica、manaca、TOICA、PiTaPa、はやかけん、nimoca、SUGOCA

クレジットカードは使用できません。

ペットの持ち込みにつきましては、お問い合わせください。（乗車の際に乗務員へお申し出ください。）

令和5年11月1日改正

石見交通 益田営業所 (0856) 24-0080

現行

往復乘車券

益田～広島 6,740円

[illegible]

R7. 3/30~

変更（改定率105.0%）

往復乘車券

益田～広島 7,600円

[illegible]

広 益 線 「清流ライン高津川号」

R7.3.30 単位：10円

国土交通大臣 殿

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会
山口県岩国市今津町一丁目14番51号
会 長 杉 岡 匡

地域間幹線系統確保維持計画変更届出書

令和 年 月 日付け 第 号で国土交通大臣より認定された地域間幹線系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 7 年 3 月 3 0 日

○ 変更箇所

計画額の変更を伴わない、表 2 等記載事項。

○ 変更理由

運賃改定による。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名は省略することができる。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	石見交通株式会社
------	----------

令和7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の損益状況 R5	乗合バス事業								
	営業収益	496,210	千円	営業外収益	60,157	千円	経常収益(イ)	556,367	千円
	営業費用	1,102,932	千円	営業外費用	3,835	千円	経常費用(ロ)	1,106,767	千円
	営業損益	-606,722	千円	営業外損益	56,322	千円	経常損益	-550,400	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,763,429.9 km						経常収支率	50.26% %	

基準期間の前年度の 損益状況 R4	乗合バス事業								
	営業収益	456,620	千円	営業外収益	61,542	千円	経常収益(イ)	518,162	千円
	営業費用	1,081,669	千円	営業外費用	1,716	千円	経常費用(ロ)	1,083,385	千円
	営業損益	-625,049	千円	営業外損益	59,826	千円	経常損益	-565,223	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,779,615.1			km			経常収支率	47.82% %	

基準期間の前々年度の 損益状況 R3	乗合バス事業								
	営業収益	415,175	千円	営業外収益	72,596	千円	経常収益(イ)	487,771	千円
	営業費用	1,109,995	千円	営業外費用	2,258	千円	経常費用(ロ)	1,112,253	千円
	営業損益	-694,820	千円	営業外損益	70,338	千円	経常損益	-624,482	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ")	4,800,674.4 km					経常収支率		43.85% %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a R3	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b R4	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c R5
山陰	231円.68銭	226円.66銭	232円.34銭
山陽	231円.68銭	226円.66銭	232円.34銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
山陰	230円.22銭	295円.47銭	230円.22銭	116円.79銭
山陽	230円.22銭	409円.53銭	230円.22銭	116円.79銭

令和8・9年度について
は、日祝日等の日
数による運行回数の
違いを除き、変更が無
いため省略

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画 運行 回数 ()	計画 平均 乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率		
				起点	主な 経由地	終点				計画 運行 日数	①=カッコ内	②	①×②=③	チ	オ	オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	チー(リ＋ヌ＋ル)÷チ=ヲ
山陽	1 (山口)		広益	石見交通本社前	(高津川号)	広島新幹線口	365日	2,190.0 (6.0)回	4.6	27.6人	往148.7km 復148.7km	(平均) 148.7km	(平均) 0.0km	%	往65.7km 復65.7km	(平均) 65.7km	往72.0km 復72.0km	(平均) 72.0km	(平均)	%	7.397%
	2 (山口)		小浜江崎	医光寺前	日赤・温泉	江崎港 (須佐駅前)	365日	1,973.5 (5.4)回	3.3	17.8人	往32.1km 復30.7km	31.4km	0.0km	%	往22.0km 復21.3km	21.6km	0.0km			%	31.210%
合計			11系統																		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 (チー(リ＋ ヌ))÷チ＝ ヲ	計画実車 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度 R3			基準期間の前年度 R4			基準期間 R5							
						経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ''	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ''÷マ''＝d	経常収益 ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ'	実車走行キロマ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ÷マ＝f					
山陽	1 (山口)			651,306.0km	149,943,667円	130円.93銭	65,624,901円	633,314.5km	103円.62銭	84,769,423円	648,350.0km	130円.74銭	100,569,785円	634,738.2km	158円.44銭	85,275,495円	64,668,172円	67,474,650円	64,668,172円
	2 (山口)			124,304.8km	28,617,451円	134円.22銭	19,366,192円	124,000.7km	156円.17銭	15,531,320円	124,009.4km	125円.24銭	15,072,652円	124,304.8km	121円.25銭	16,684,191円	11,933,260円	12,877,852円	11,933,260円
合計				775,610.8km	178,561,118円		84,991,093円	757,315.2km		100,300,743円	772,359.4km		115,642,437円	759,043.0km		101,959,686円	76,601,432円	80,352,502円	76,601,432円

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック都道 府県外乗入部分以外に係るも の	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補助 額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
			ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ' =ツ'	ツ×みなし運行回数／①計画 運行回数=ネ	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	みなし回数
山陽	1 (山口)		4,783,504円		3,986,253円	3,986千円	1,993.0千円	64,668,172円	62,675,172円	円	%	円	%	円	%	円	%	5
	2 (山口)		3,724,370円		2,069,094円	2,069千円	1,034.5千円	11,933,260円	10,898,760円	円	%	円	%	円	%	円	%	3
合計			8,507,874円	0円	6,055,347円	6,055千円	3,027千円	76,601,432円	73,573,932円	円	%	円	%	円	%	円	%	

みなし回数
5
3

様式第1－5（日本産業規格A列4番）

事業者名	石見交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 安全輸送部	(責任者役職・氏名) 課長 御神本大介
補助金担当部門	(担当部門の名称) 安全輸送部	(責任者役職・氏名) 課長 御神本大介

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和5年度）

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			1系統当り 経常費用 (円)	平 均 乗 車 密 度 算 定				輸 送 量 (A) × (G)	市町村による 回数券 購入等 の有無	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経 由 地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)		運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数+の平均賃率 × 日数		平均 賃率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)			
																総適用日数						
1	広益	石見交通本社前	(高津川号)	広島新幹線口	148.7	6.0	57,799	73.2	4,230,886.8	97,417,085	634,738.2	2,131,960	1,020,740	100,569,785	147,475,073	32.39 × 180+34.01 × 185 ÷ 365		33.21	4.6	27.6	無	
2	小浜江崎	医光寺前	日赤・温泉	江崎港(道後駅前)	31.4	5.4	43,294	12.6	545,504.4	14,455,229	124,304.8	417,522	199,901	15,072,652	28,880,977	35.16 × 365 ÷ 365		35.16	3.3	17.8	無	
合計					180.1		101,093		4,776,391.2	111,872,314	759,043.0	2,549,482	1,220,641	115,642,437	176,356,050							

〔記載要領〕

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。

（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1－5の添付を省略することができる。）

なお、様式1－8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。

2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度（基準期間）中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度（基準期間）の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度（基準期間）に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と算出し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度（基準期間）中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

（注）上記、記載要領中3.以降において、前々年度（基準期間）とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。